福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)(抄)	復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄)・・・・・・・・・・
+1	•	•
抄	:	:
	•	•
•	•	•
•	•	
•	•	•
•	•	
•	•	•
•	:	•
•	•	•
:	:	•
	•	
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	:
•	•	•
•	•	•
•	•	•
58	56	1

(傍線部分は改正部分)

第一節の二 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づ 第一節の三 企業立地促進計画及びこれに基づく措置 (第十八条) 第二前 住民の帰還の促進を図るための措置 (第十八条) 第二節 住民の帰還の促進を図るための措置 (第十八条)	国次 第一章 総則(第一条―第四条) 第二章 福島復興再生基本方針(第五条・第六条) 第一新 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置 第一款 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置 第一款 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置	改正案
第二節 住民の帰還の促進を図るための措置	お一章 総則(第一条—第四条) 第二章 福島復興再生基本方針(第五条・第六条) 第二章 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置 第二款 土地改良法等の特例等(第八条—第十七条) 第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置 第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置 第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置 第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置 第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置 第二十六条) 第三十六条)	現

第一款 公営住宅法の特例等 (第二十七条—第三十一条)

第二款 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計

(第三十二条)

画

第三款 帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置(第三十

三条—第三十五条)

第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例

(第三十六条—第三十八条)

第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るた

めの措置

第一款 公営住宅法の特例等(第三十九条—第四十四条)

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置 (第四十

五条—第四十八条)

第四節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣

等(第四十八条の二―第四十八条の十三)

第五節 帰還環境整備推進法人(第四十八条の十四―第四十八条

の十八)

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らす

ことのできる生活環境の実現のための措置(第四十九条

第六十条)

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置(第六十一条—

第七十三条)

第

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例(第七十四条・第七

第一款 公営住宅法の特例等 (第二十七条

-第三十一条)

計

第二款 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市

画(第三十二条)

第三款 帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置(第三十

三条—第三十五条

第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例

7(第三十六条—第三十八条)

第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るた

めの措置

第一款 公営住宅法の特例等(第三十九条

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置(第四

-第四十四

条

+

五条—第四十八条)

ことのできる生活環境の実現のための措置(第四十九条―第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らす

第六十条)

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置(第六十一条

第七十三条)

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例(第七十四条・第七

十五条)

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等(第七十六条

第八十条)

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進 (第八

十一条—第八十九条

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措

置 (第九十条—第九十九条

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会 (第百条)

第九章 雑則 (第百一条——第百五条

附則

(福島復興再生基本方針の策定等)

第五条

(略)

三

第十七条の二第一

2

福島復興再生基本方針には、

次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

の同条第六項の認定に関する基本的な事項

四 { (略)

八 第八十一条第一項に規定する重点推進計画の同条第六項の認定に関

する基本的な事項

九 · 十 (略)

3 5 7

略

十五条)

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等(第七十六条

第八十条)

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進 (第八

十一条—第八十六条

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措

置 (第八十七条—第九十四条

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会 (第九十五条)

第九章 雑則 (第九十六条——第百条

附則

(福島復興再生基本方針の策定等)

第五条 (略)

2 福島復興再生基本方針には、 次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

(新設)

項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画

三 | | | | | (略)

七 第八十一条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関

する基本的な事項

八 ・ 九

(略)

3 { 7 (略

第七条 略

2 (略)

3 は、 る場合にあっては、 内 | 閣総理大臣は、 あらかじめ、 関係行政機関の長 当該行政機関。 避難解除等区域復興再生計画を定めようとするとき 以下同じ。 (当該行政機関が合議制の機関であ)に協議するとともに、

4 \(\) 略

福島県知事の意見を聴かなければならない。

(土地改良法等の特例

第八条 が農林水産大臣の同意を得て指定したものを行うことができる 等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣 業及び第三項の規定により国が行うものを除く。)であって、 下 めの土地改良法の特例に関する法律 三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業(東日本大震災に対処するた 地改良法 事項に係る部分に限る。 「土地改良法特例法」という。) 第二条第三項に規定する復旧関連事 国は、 (昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号から第 避難解除等区域復興再生計画 以下この条において同じ。)に基づいて行う土 (平成二十三年法律第四十三号。 (前条第二項第三号に掲げる 避難解除 以

(漁港漁場整備法の特例)

第九条 農林水産大臣は、 避難解除等区域復興再生計画 (第七条第二項第

> 第七条 (略)

2 (略)

3 は、 内 - 関総理大臣は、 あらかじめ、 関係行政機関の長に協議するとともに、 避難解除等区域復興再生計画を定めようとするとき 福島県知事

意見を聴かなければならない

略

4 \(\)

(土地改良法等の特例)

第八条 事項に係る部分に限る。 国は、 避難解除等区域復興再生計画 以下この条において同じ。)に基づいて行う土 (前条第二項第三号に掲げる

地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号から第

めの土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第四十三号。 三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業 (東日本大震災に対処するた 第

六項において「土地改良法特例法」という。)第二条第三項に規定する

復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。)であって 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内

閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを行うことができ

2 { 7 (略

る。

(漁港漁場整備法の特例)

第九条 農林水産大臣は、 避難解除等区域復興再生計画 (第七条第二項第

の八第 ľ, あるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したもの の実情を勘案して、 福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地域 する法律(平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」とい 受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関 る事業に係るものに限る。)に関する工事 法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。 四号に掲げる事項に係る部分に限る。 (第三項及び第四項において 項において である福島県が管理する同法第二条に規定する漁港 第四条第)第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、)に基づいて行う漁港漁場整備法 項において 一項に規定する漁港漁場整備事業 「漁港」という。)に係る同法第四条第 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要が 「漁港漁場整備事業」という。) 「復興漁港工事」という。)を、 次条から第十六条までにおいて同 (昭和二十五年法律第百三十七号 (東日本大震災による被害を (以下この項及び第十七条 一項第一号に掲げ (漁港管理者 (第十七条の八第 以下同じ。 自ら施行 (同

2~5 (略)

することができる。

(砂防法の特例)

旧代行法第四条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であっての項及び第十七条の九第一項において「砂防工事」という。) (震災復防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事 (以下こ第十条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う砂

指定したもの)であって、 第 ľ, を、 に特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て その他の地域の実情を勘案して、 代行法」という。 よる代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号。 による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等に 同じ。)である福島県が管理する同法第二条に規定する漁港に係る同項 五条の規定により決定された地方公共団体をいう。 四号に掲げる事項に係る部分に限る。 第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業 一号に掲げる事業に係るものに限る。)に関する工事)に基づいて行う漁港漁場整備法 自ら施行することができる。 福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施 (第三項及び第四項において)第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。 避難解除等区域の復興及び再生の 次条から第十六条までにおいて同 (昭和二十五年法律第百三十七号 「復興漁港工事」という。 (漁港管理者 以下この条において 以下「震災復旧 (東日本大震災 (同法第二十 ため 体制

2~5 (略

(砂防法の特例)

、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、旧代行法第四条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であって防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事(震災復第十条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う砂

総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣 において 福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、 「復興砂防工事」という。) を、 自ら施行することができる。 (第三項及び第四項

2 \ 4 略

(港湾法の特例

第十一条 港湾法 工 事 興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通 湾工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、 県が管理するものに限る。第十七条の十第一項において単に「港湾施設 う。) のうち同法第二条第五項に規定する港湾施設 大臣の同意を得て指定したもの(第三項において 第二号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、 という。)の建設又は改良に係るもの 項に規定する港湾管理者をいう。 (以下この項及び第十七条の十第一項において「港湾工事」とい (昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第七項に規定する港湾 国土交通大臣は、 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う 次項において同じ。)である福島 (震災復旧代行法第五条第一項 「復興港湾工事」とい 避難解除等区域の復 (港湾管理者 福島県における港 (同 条

2 -3 略

を、

自ら施行することができる

(道路法の特例)

第十二条 国土交通大臣は、 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う

> において「復興砂防工事」という。)を、自ら施行することができる。 総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣 (第三項及び第四

2 \ 4 略

(港湾法の特例

第十一条 港湾法 土交通大臣の同意を得て指定したもの 域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣 ける港湾工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、 第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、 するものに限る。 規定する港湾管理者をいう。次項において同じ。)である福島県が管理 工事のうち同条第五項に規定する港湾施設 (昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第七項に規定する港湾 国土交通大臣は、)の建設又は改良に係るもの 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う (第三項において「復興港湾工事 (港湾管理者 (震災復旧代行法第五条 (同条第一項に 避難解除 福島県に

2 3 略

という。)を、

自ら施行することができる。

(道路法の特例)

第十二条 国土交通大臣は、 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う

一が国

等区

r. ľ, 0 が 域の実情を勘案して、 難解除等区域をその区域に含む市町村に限る。 号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、 町 げる都道府県道をいう。 都道府県道 七条の十 (道路法第十八条第一 村道 あるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したも (第三項及び第四項において)の新設又は改築に関する工事 における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その 同 第 法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。 (道路法 一項において同じ。)である地方公共団体 (昭和二十七年法律第百八十号) 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要 項に規定する道路管理者をいう。 第十七条の十一第一項において同じ。) 「復興道路工事」という。)を、 (震災復旧代行法第六条第一項第二 以下この節において同 当該道路の道路管理者 第三条第三号に掲 第五項及び第十 同項におい (福島県及び避 自ら施 他の地 又は市 て同

2~5 (略)

行することができる

(海岸法の特例)

同じ。 あって、 災復旧代行法第七条第一 十七条の十二第 定する主務大臣をいう。 (同法第二条第 は、 福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実 主務大臣 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設 一項において同じ。)の新設又は改良に関する工事 項に規定する海岸保全施設をいう。 (海岸法 項第二号に掲げる事業に係るものを除く。 以下この条及び第十七条の十二第一 (昭和三十一年法律第百 号) 以下この項及び第 第四十条に規 項において (震 で

> 理者 お 理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの 難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣 設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、 域に含む市町村に限る。 いて同じ。)である地方公共団体 第二号に掲げる事業に係るものを除く。 をいう。) げる都道府県道をいう。) 又は市町村道 都道府県道 いて (道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。 「復興道路工事」という。)を、 の新設又は改築に関する工事 (道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 以下この節において同じ。 (福島県及び避難解除等区域をその)であって、 自ら施行することができる。 (震災復旧代行法第六条第 (同条第四号に掲げる市町 (第三項及び第四)における道路の 第三条第三号に掲 当該道路の道 第五 項 路管 村道 項 K 避 項 区

2~5 (略)

(海岸法の特例)

第十三条 に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、 ものを除く。 に関する工事 する海岸保全施設をいう。 域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設 定する主務大臣をいう。 主務大臣) であって、 (震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係る (海岸法 以下この条において同じ。 福島県における海岸保全施設の新設又は 以下この項において同じ。 (昭和三十一年法律第百 (同法第二条第一 号) は、 0) 第四十条に 避難解除 新設又は 避難解除 項に規定 等 改 改 等 区 区 規

て指定したもの のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得 施体制その他 の地域の実情を勘案して、 (第三項及び第四項において 避難解除等区域の復興及び 「復興海岸工事」という。 再生

2 5 略

を

自ら施行することができる

(地すべり等防止法の特例)

第十四条 十三第 第四項において として内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの 勘案して、 復旧代行法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。) であっ 第十七条の十三第 て行う同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事 五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。 福島県における地すべり防止工事の実施体制その他の地域の実情を 一項において同じ。)は、 主務大臣 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるもの 「復興地すべり防止工事」という。)を、 (地すべり等防止法 項において「地すべり防止工事」という。 避難解除等区域復興再生計画に基づい (昭和三十三年法律第三十号) 以下この条及び第十七条の (以下この項及び 自ら施行する (第三項及び (震災 第

(略

2 5

ことができる。

(河川法の特例)

第十五条 指定区間 国土交通大臣は、 (河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う 第九条第二項に規

> 域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣 岸工事」という。)を、 務大臣の同意を得て指定したもの 自ら施行することができる。 (第三項及び第四項において 復興海 が

主

(地すべり等防止法の特例

第十四条 事」という。 を得て指定したもの 再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣 の実施体制その他の地域の実情を勘案して、 事業に係るものを除く。)であって、福島県における地すべり防止工事 規定する地すべり防止工事 五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。 は 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う同法第二条第四項に 主務大臣 を、 (地すべり等防止法 自ら施行することができる (第三項及び第四項において (震災復旧代行法第八条第一項各号に掲げる (昭和三十三年法律第三十号) 避難解除等区域の復興及び 以下この条において同じ。 「復興地すべり防 0) 止 司 第

2 5 略

(河川法の特例

第十五条 指定区間 国土交通大臣は、 (河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う 第九条第二項に規

用河川 七条の 級河川 が国土交通大臣の同意を得て指定したもの 等区域の る河川の 改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体におけ 河川をいう。 第 定する指定区間をいう。 「復興河川 項第二号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、 項にお Ť (同法第四条第一 (同法第百条第一 復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣 改良工事の 兀 工事」 第 V て同じ。 第五項及び第十七条の十四第 一項において同じ。 という。 実施体制その他の地域の実情を勘案して、 、二級河川 項に規定する準用河川をいう。 項に規定する一級河川をいう。 第十七条の十四第 を、 自ら施行することができる の改良工事 (同法第五条第一 (第 一項において同じ。) 項において同じ。 三項及び第四項にお (震災復旧代行法第十条 項に規定する二級 第五項及び 第十七条の 当該河 避難解除 又は準 内 第十 十四 の 一 ΪĹ 1 7

2~5 (略)

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例)

第十六条 要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定した 地域の実情を勘案して、 び第十七条の十五第一項において「急傾斜地崩壊防止工事」という。 十七号) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 であって、 (震災復旧代行法第十一条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。 第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事 国土交通大臣は、 福島県における急傾斜地崩壊防止工事の実施体制その他 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う 昭 和四十四年法律第五 (以下この 項及

> 四項 る。 内閣 をいう。 て、 共団体における河川の改良工事の実施体制その他 代行法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。 定する準用河川をいう。 定する指定区間をいう。 級河川をいう。 当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして において 総理大臣 第五項において同じ。 が国土交通大臣の同意を得て指定したもの 「復興河川工事」という。)、二級河川 第五項において同じ。 内の一 (同法第五条第 一級河川 又は準用河川 (同法第四条第一 を、 自ら施行することができ 一項に規定する二 (同法第百条第 の改良工事 の地域の実情を勘案し (第三項及び第 項に規定する (震災復 であって 級 項 方公 に規 河

2~5 (略

第十六条 項 のとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの を勘案して、 島県における当該急傾斜地崩壊防止工事の実施体制その 法第十一条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。 十七号)第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 から第五項までにおいて 国土交通大臣は、 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるも 避難解除等区域復興再生計画に基づい 「復興急傾斜地崩壊防止工事」という。 昭昭 1の特例) 和四十) であっ 他の地域の (震災復旧 -四年法 て 律 (第三 実情 代行 第 を 福

という。)の対象となっている区域(以下この項及び第九十三条におい四号口に掲げる指示であるもの(以下この項において「特定避難指示」(特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定)	第一款 特定復興再生拠点区域復興再生計画		2 (略) の事情に基づいて、行うことができる。	つ要情に表づいて、行うにこぶできる。 て同じ。)を、復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者	、復興庁令で定めるものをいう。次項及び第十七条の十六第一項におい益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業であって	事業(住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公	第五号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づいて行う生活環境整備	第十七条 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画(第七条第二項	(生活環境整備事業)	2~6 (略)	いう。)を、自ら施行することができる。	もの(第三項から第五項までにおいて「復興急傾斜地崩壊防止工事」と
(新設)	(新設)	(新設)	2 (略)	、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。	、復興庁令で定めるものをいう。)を、復興庁令で定めるところにより益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業であって	事業(住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公	第五号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づいて行う生活環境整備	第十七条 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画(第七条第二項	(生活環境整備事業)	2~6 (略)		、自ら施行することができる。

という。 生を推進するための計画 解除により住民の帰還を目指すものをいう。 下同じ。)の長は、 ところにより って次に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、 措置法 法」という。) により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別 月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故 線量に比して相当程度低く、 「特定避難指示区域」という。 表土の削り取りその他の適正かつ合理的な方法として復興庁令・環 当該区域における放射線量が、)

を

作成し、 (平成二十三年法律第百十号。 特定復興再生拠点区域 第二条第三項に規定する土壌等の除染等の措置をい 福島復興再生基本方針に即して、 内閣総理大臣の認定を申請することができる。 以下 土壌等の除染等の措置 「特定復興再生拠点区域復興再生計画」)をその区域に含む市町村をいう。 当該特定避難指示区域における放射 (特定避難指示区域内の区域であ 以 下 以下同じ。 「放射性物質汚染対処特措 復興庁令で定める (平成二十三年三 特定避難指示の の復興及び再 以 7

して適切であると認められること。 、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる区域と二 当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的社会的条件からみて

であること。

として復興庁令・

内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実

特定避難指示の解除に支障がないもの

)を行うこと

により、

おおむね五年以内に、

境省令で定めるものにより行うものに限る。以下同じ。

からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うこ三 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況

とができると認められること。

ら第八号までに掲げる事項にあっては、特定復興再生拠点区域外にわた2 特定復興再生拠点区域復興再生計画には、次に掲げる事項(第五号か

一 特定復興再生拠点区域の区域 要と認められるものを含む。) を記載するものとする

るものであって

特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必

二 特定復興再生拠点区域復興再生計画の意義及び目標

四 土地利用に関する基本方針三 特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間

五 道路その他の公共施設の整備に関する事項 産業の復興及び再生に関する事項

土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理(土生活環境の整備に関する事項

八

七

をいい 処特措法第二条第二項に規定する廃棄物の収集 十七条の十七において同じ。 定する最終処分その他の復興庁令・環境省令で定めるものを除く。 安全事業株式会社法 (平成十五年法律第四十四号) い生じた土壌の収集、 当該復興庁令・ 運搬、 環境省令で定めるものを除く。 及び廃棄物の処理 保管及び処分をいい、 (土壌等の除染等の措置に 運搬 (放射性物質汚染対 第二条第三項に規 中間貯蔵 第十七条の十 保管及び処分 環境 第

に関し特に必要な事項 前各号に掲げるもののほか、特定復興再生拠点区域の復興及び再生

七において同じ。

に関する事項

前項第五号から第八号までに掲げる事項には、特定避難指示区域市町

3

できる。
難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することが対が実施する事業に係るものを記載することが

- ならない。 を作成しようとするときは、あらかじめ、福島県知事に協議しなければを作成しようとするときは、あらかじめ、福島県知事に協議しなければ 特定避難指示区域市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画
- 定をするものとする。 区域復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認 内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があった特定復興再生拠点
- 福島復興再生基本方針に適合するものであること。
- 区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。三 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施が特定復興再生拠点
- 第二項第五号から第八号までに掲げる事項をいう。)について、当該特点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項(内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、特定復興再生拠

7

兀

円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

ければならない。 定復興再生拠点区域復興再生事項に係る関係行政機関の長の同意を得な

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第十七条の三 二項中 おいて、 置法第十七条の二第六項の認定を受けた特定避難指示区域市町村の長」 は、 十七条の二第六項の認定」と、 「福島復興再生特別措置法第十七条の二第七項」と、 「認定を受けた特定地方公共団体」とあるのは 特定復興再生拠点区域復興再生計画について準用する。 「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは 認定を受けた」とあるのは「、 同法第五条中 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定 「認定」 とあるのは 同条第二項中 当該認定を受けた」 「福島復興再生特別措置法第 「前条第十項」とあるのは 「福島復興再生特別措 同法第六条第一項 「福島復興再生特 この場合に と、 同条第

るのは

認定特定避難指示区域市町村長」

と

同法第七条第二項中

復

区域市町村長」という。

と

同条第一

二項、

同法第八条並びに同法第

六項」と、

「特定地方公共団体

(以 下

「認定地方公共団体」という。

とあるのは

「特定避難指示区域市町村の長

(以 下

「認定特定避難指示

「第四条第九項」

とあるのは

「福島復興再生特別措置法第十七条の二第

同法第七条第一項中

十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中

「認定地方公共団体」とあ

別措置法第十七条の二第四項から第八項まで」と、

興推進事業」

とあるのは

「福島復興再生特別措置法第十七条の二第七項

(新設

項」と、 第十一 興再生特別措置法第十七条の二第六項各号」と、 点区域復興再生事項」という。)」と、 と読み替えるものとする。 に規定する特定復興再生拠点区域復興再生事項 二項中 項」とあるのは 復興推進事業」 同法第九条第 項中 「福島復興再生特別措置法第十七条の二第八項」 とあるのは 「第四条第九項各号」とあるのは 「特定復興再生拠点区域復興再生事 同法第八条第二項及び第十条第 〇 以 下 同条第三項中 「特定復興再生拠 「第四条 「福島復

成等の提案) (帰還環境整備推進法人による特定復興再生拠点区域復興再生計画の作

整備推進法人(第十七条の六及び第二節第三款において「帰還環境整備第十七条の四 第四十八条の十四第一項の規定により指定された帰還環境

令で定めるところにより、その業務を行うために必要な特定復興再生拠推進法人」という。)は、特定避難指示区域市町村の長に対し、復興庁

る。この場合においては、当該提案に係る特定復興再生拠点区域復興再

点区域復興再生計画の作成又は変更をすることを提案することができ

復興再生計画の素案の内容は、福島復興再生基本方針に基づくものでな生拠点区域復興再生計画提案」という。)に係る特定復興再生拠点区域前項の規定による提案(次条及び第十七条の六において「特定復興再

ければならない。

2

生計画の素案を添えなければならない。

(特定復興再生拠点区域復興再生計画提案に対する特定避難指示区域市

(新設)

(新設)	第十七条の七 国は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(第十七条(土地改良法等の特例)
(新 設)	第二款 土地改良法等の特例等
(新 設)	第十七条の五 特定避難指示区域市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画提案が行われたときは、遅滞なく、特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。 「特定復興再生計画提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。 「特定復興再生計画提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなは変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びそのは変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びそのは変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びそのは変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びそのは変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びそのは変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びそのは変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びそのは進法人に通知しなければならない。

得て指定したものを行うことができる。 載された特定復興再生拠点区域をいう。 定特定復興再生拠点区域 関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。 基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号 別区域法第六条第 の二第六項の認定 ために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を に掲げる土地改良事業 点区域復興再生計画をいう。 に掲げる事項に係る部分に限る。 一項の変更の認定を含む。)を受けた特定復興再生拠 (第十七条の三において準用する東日本大震災復興特 (土地改良法特例法第二条第三項に規定する復旧 (認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記 以下同じ。 第三項及び第五項において同じ。 以下同じ。 (第十七条の二第二項第五号 の復興及び再生)であって、 認

改良区が存する場合において、 係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する 目的とすることその他」 施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを 二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において 施設と一 施設更新事業 条の三第二項の規定の適用については、 土地改良施設の管理を内容とする第一 みなす。 項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業と 前項の規定により行う土地改良事業は、 体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第 この場合において、 (当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良 とあるのは 同条第四項及び第十項並びに同法第八十七 ٢ 一条第二項第一号の事業を行う土地 「土地改良施設の変更 同項第 同法第八十七条の二第四項中「 土地改良法第八十七条の二第 一号中 「施設更新事業」と (当該変更に

2

第一 第七項、 定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは 農用地造成事業等」とあるのは 七条第三項及び第四項」 あるのは とする。 項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う 同法第八十七条の三第二項中 第七条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、 「土地改良施設の変更」と、 と 「同条第五項」とあるのは 「農用地造成事業等」と、 「第八十五条第 同条第十項中 項 「第五条第六項及び 第八十五条の二 「土地改良事業 「同条第四項」 「これらの規 第

3 を定めたものとみなす。 林水産大臣が同法第八十七条第一項の規定により当該土地改良事業計画 ら行うことができる。この場合においては、 のとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、 県における当該土地改良事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して の規定により土地改良事業計画を定めたものに限る。 良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事 国は、 認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるも (福島県知事が平成二十三年三月十一日以前に同法第八十七条第一項 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改 当該指定のあった日に、 であって、 福島 農 自

に掲げる土地改良事業についての土地改良法第九十条第一項の規定による場合において、同条第四項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第三項」とあるのは、「第十七条の七第三項」と読み替えるものとする。「第八条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。こ

5

4

良法特例法第五条第二号又は第三号の規定の例により算定した額特例法第二条第二項に規定する特定災害復旧事業を除く。) 土地改土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業(土地改良法

算定した額 るものに限る。) 土地改良法特例法第五条第四号の規定の例により 一号に掲げる土地改良事業(同号に規定する土地改良施設の変更に係 一号に掲げる土地改良事業と併せて行う土地改良法第二条第二項第

6

項中 項中 う土地改良区が存する場合において、 揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第 変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一 する第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において 地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容と 行う土地改良事業であって、 ことを目的とすることその他」とあるのは のについての同条第二項及び第三項の規定の適用については、 当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図る 東日本大震災復興特別区域法第五十二条第一項の規定により福島県が とあるのは 「同法第八十七条の二第十項」とあるのは 「施設更新事業 「同条第十項及び」とあるのは「同条第四項及び第十項並びに」と 「土地改良施設の変更」と、 (当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土 認定特定復興再生拠点区域において行うも _ と 「土地改良施設の変更(当該 同項第 同条第十項」と、 「同法第八十七条の二第四 体となつて機能を発 一号中 号の事業を行 「施設更新事 同条第二 同条第三

	第十七条の九 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画
(新 設)	(砂防法の特例)
	関する工事」と読み替えるものとする。
	第三項及び第四項中「復興漁港工事」とあるのは「漁港漁場整備事業に
	項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の八第一項」と、同条
	る。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三
	2 第九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用す
	指定したものを、自ら施行することができる。
	に特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て
	域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のため
	、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地
	旧代行法第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であって
	第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)に関する工事(震災復
	(漁港管理者である福島県が管理する漁港に係る漁港漁場整備法第四条
	第十七条の十五までにおいて同じ。) に基づいて行う漁港漁場整備事業
	(第十七条の二第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から
	第十七条の八 農林水産大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画
(新設)	(漁港漁場整備法の特例)
	第四項」とする。
	の二第三項及び第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する同条
	項中「第八十七条の二第三項から第五項まで」とあるのは「第八十七条

同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

本の他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及びその他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及びまに係るものを除く。)であって、福島県における砂防工事の実施体制業に係るものを除く。)であって、福島県における砂防工事の実施体制

2 る。 第三項及び第四項中 項及び第四項中 えるものとする。 第十条第二項から第四項までの規定は、 この場合において、 第 「復興砂防工事」とあるのは 項」 同条第二項中 とあるのは 「第十七条の九第 「前項」とあり、 前項の場合について準用す 「砂防工事」と読み替 並びに同条第三 項」 と 同 条

(港湾法の特例)

第十七条の十 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画第十七条の十 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があして、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があして、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画

2

第十一条第二項及び第三項の規定は、

前項の場合について準用する。

第

項」

とあるのは

「第十七条の十第

一項」と、

同項中

「復興港湾工事

とあるのは

「港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るもの」と

この場合において

同条第二項中

「前項」とあり

及び同条第三項中

読み替えるものとする。

(道路法の特例)

第十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計第十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域をその区域に含む市町村に限る。第十七条の十四において同じ。)における道路の新設又は改築に関する工事で特定復興再生拠点区域をその区域に含む市町村に限る。第十七条の十四において同じ。)における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び割るによった。)における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制をの他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域復興再生計算十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計算十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計算十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計算十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計算十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計算十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計算十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計算十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計算十七条の十一 国土交通大臣

2 第十二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用すの同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

町村道の新設又は改築に関する工事」と読み替えるものとする。る。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都道府県道又は市項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十一第一項」と、同項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十一第一項」と、同項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十一第一項」と、同項及び第四項中「第一項」とあり、並びに同条第三項及び第四項を関する。

(海岸法の特例)

島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、福基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事(震災復旧代行第十七条の十二 主務大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に

(新設

2 設又は改良に関する工事」と読み替えるものとする。 条第三項及び第四項中 項及び第四項中 る。この場合において、 のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得 他の地域の実情を勘案して、 て指定したものを、 第十三条第二項から第五項までの規定は 第一 自ら施行することができる。 項」とあるのは 「復興海岸工事」とあるのは 同条第二項中 認定特定復興再生拠点区域の復興及び 「前項」とあり、 「第十七条の十二 前項の場合について準用す 「海岸保全施設の新 第 並びに同条第三 項」 再生 同

(地すべり等防止法の特例)

(新設)

る。 防止工事」と読み替えるものとする。 条第三項及び第四項中 項及び第四項中 第十四条第二項から第五項までの規定は、 この場合において、 第一 項」とあるのは 「復興地すべり 同条第二項中 、防止工事」とあるのは 「第十七条の十三第一 「前項」とあり、 前項の場合について準用す 並びに同条第三 項 「地すべり 同

2

(新 設)

(河川法の特例)

|画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良第十七条の十四 |国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計

工事(震災復旧代行法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良

の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために統括する地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域く。)であって、当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が

定したものを、自ら施行することができる。

2 河川 る。 条第三項及び第四項中 項及び第四項中 第十五条第二項から第五項までの規定は、 この場合において、 二級河川又は準用河川の改良工事」と読み替えるものとする。 第 項」とあるのは 「復興河川工事」とあるのは 同条第二項中 「第十七条の十四第一 「前項」とあり、 前項の場合について準用す 「指定区間内の 並びに同条第三 項」 と 級 同

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例)

|画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事(震災復旧代行法第十一条第一第十七条の十五 | 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計

傾斜地崩壊防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、福島県における急

定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして傾斜地崩壊防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特

自ら施行す

2 第十六条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用す

」とあるのは「急傾斜地崩壊防止工事」と読み替えるものとする。」と、同条第三項から第五項までの規定中「復興急傾斜地崩壊防止工事から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十七条の十五第一項。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項

(生活環境整備事業)

施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。
一一の「第十七条の二第二項第七号に掲げる事項に係る部分に限る。」に基第十七条の十六 内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計

と読み替えるものとする。 おいて、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条の十六第一項」 おいて、同条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合に

(放射性物質汚染対処特措法の特例)

第十七条の十七 壌の処理を行うことができる。 下この条において同じ。 生計画 第三十条第 汚染対処特措法第二十八条第一項に規定する特別地域内除染実施計画が 項に規定する除染特別地域内の認定特定復興再生拠点区域 定められている区域を除く。)においては、 (第十七条の二第二項第八号に掲げる事項に係る部分に限る。 一項の規定にかかわらず 環境大臣は、 に従って 放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一 認定特定復興再生拠点区域復興再 土壌等の除染等の措置及び除去土 放射性物質汚染対処特措法 (放射性物質

(新設)

技術的読替えは、 除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃棄物」と読み替えるほか 壌等」とあるのは 除染特別地域」 域 置法第十七条の十七第 項及び第五十条第四項中「この法律」とあるのは 用する。 の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従っ 四十九条第四項並びに第五十条第四項 項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従 十九条第四項中 て行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理について、 って行う土壌等の除染等の措置について、 放射性物質汚染対処特措法第三十条第二項から第七項までの規定は前 (同法第十七条の七第一 以下同じ。 この場合において、 とあるのは 「除染特別地域」とあるのは 政令で定める。 「同法第十七条の二第一 と 項の規定」 放射性物質汚染対処特措法第五十条第四項中「 項に規定する認定特定復興再生拠点区域をい 「認定特定復興再生拠点区域」と、 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四 と 第六項及び第七項の規定は前項 放射性物質汚染対処特措法第四 項第 放射性物質汚染対処特措法第 「認定特定復興再生拠点区 一号に規定する土壌等 「福島復興再生特別措 それぞれ準 「除去土 必要な \mathcal{O}

2

内廃棄物 区域復興再生計画に従って、 質汚染対処特措法第十五条の規定にかかわらず 特措法第十三条第一 染廃棄物対策地域内の認定特定復興再生拠点区域 ている区域を除く。 環境大臣は、 (認定特定復興再生拠点区域内の放射性物質汚染対処特措法第 放射性物質汚染対処特措法第十 項に規定する対策地域内廃棄物処理計画が定められ 以下この項において同じ。 廃棄物の処理 (認定特定復興再生拠点区域 一条第 においては 認定特定復興再生拠点 (放射性物質汚染対処 項に規定する汚 放射性物

3

第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置

る。

「一条第二項に規定する廃棄物であって、土壌等の除染等の措置に伴い生工条第二項に規定する廃棄物であって、土壌等の除染等の措置に伴い生工

4 えは、 る。 法第十七条の十七第三項の規定」と読み替えるほか び第五十条第三項中 再生拠点区域復興再生計画に従って行う廃棄物の処理について準用す 第六項及び第七項の規定は、 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項並びに第五十条第三項 この場合において、 政令で定める。 「この法律」 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項 前項の規定により環境大臣が認定特定復興 とあるのは、 「福島復興再生特別措置 必要な技術的読替 及

項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者又は第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十条第三二 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十条第四項

節の三 企業立地促進計画及びこれに基づく措置

第

(企業立 地促進計画 の 作成等

第十八条 特定復興 再生拠点区域復興 福島県知事は、 避難解除等区域復興再生計画に即して 再生計 画が定められているときは 避 (認定 難解

復興 除等区域復興再生推進事業 除等区域 再 生計 復興再生計画に即するとともに、 画に適合して)、 (雇 復興庁令で定めるところにより、 用機会の確保に寄与する事業その 認定特定復興再生拠 避難解 点区域 他 0

避難解除等区域 (認定特定復興再生拠点区 域復興再生計画が定められ

第二

てい

業であって、 企業の立地を促進するための計画 十条第三項第二号において同じ。 るときは 復興庁令で定めるものをいう。 避難解除等区域及び認定特定復興再生拠点区)の復興及び再生の推進に資する事 (以 下 「企業立地促進計 以下同じ。 を実施する 画 域。

لح

2 企業立地促進計画には、 次に掲げる事項を記載するものとする。

(略)

う。

を作成することができる。

を促進さ であっ 指 定復興再生 復興 示であるも 避難解除区域及び現に て、 すべき区域 再 生 避 拠点区域。 計 難 画 0) 解除等区域復興 が の対象となっている区域 定められているときは、 (以下 以下 避難指示であって第四条第四号ハに掲げる 「企業立地促進区域」という。 「避難解除区域等」という。 再 生 推 進事業を実施する企業の それらの 認定特定復興 区域 及び認 再 内 生 0 拠 定特 点区 <u>\</u> 区 域 地

5

3 \ 5

略

三 •

兀

略

(企業立 地促進計 画 0) 作 :成等

第十八条 機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の 庁令で定めるところにより、 促進計画」という。 推進に資する事業であって、 を実施する企業の立地を促進するための計画 福島県知事は、)を作成することができる。 避 難解除等区域復興再生計 避難解除等 復興庁令で定めるものをいう。 区域復興再生推 画に (以 下 復興 即し 進 及び 事 企 て、 業立 以 再 (雇 下同 復 生 興 \mathcal{O} 用

企業立地 促進 計 画 に は 次に掲げる事項を記載するものとする。

略

2

という。) 実施する企業の という。 指示であるもの 避難解除区域及び現に避 内の の対 <u>\</u> 区域であって、 一地を促進すべ 象となっている区域 難指 き区域 避難解除 示であって第四条第四号ハに (以 下 等 以下 区域復興再生 「企業立 避難 地 解 促進 推 除 進 区 事業を 区域 掲げ 域 等 る

兀 略 略

6 が 避 内閣総理大臣は、 難解除等区域復興再生計 第四項 の規定により提出された企業立 画 (認定特定復興再生拠点区 域 地 復興 促 進 再生 計 画 6 が

計 画 が定められて いるときは 避難解除等区域復興再生計画 又は認定

は、 特定復興再生拠点区域復興再生計画) 福島県知事に対し、 これを変更すべきことを求めることができ に適合していないと認めるとき

る。

7 略

第三十二条 略

2

略

3 寸 地の 復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画は、 次に掲げ

るところに従って定めなければならない。

略

避難解除等区域復興再生計 画 (認定特定復興再生拠点区域復興再生

計画が定められているときは、 避難解除等区域復興再生計画及び認定

特定復興再生拠点区域復興再生計画)に適合するよう定めること。

(帰還環境整備事業計画の作成等)

第三十三条 に含む市町村をいう。 避難指示・解除区域市町村 以下同じ。) 若しくは特定市町村 (避難指示・解除区域をその区域 (避難指示・解

るものとして復興庁令で定めるものをいう。 その他の事項を勘案して次項第二号へに掲げる事業を実施する必要があ 除区域市町村以外の福島の市町村であって、その区域における放射線量 以下同じ。)の長若しくは

て、

避難解除等区域復興再生計画に適合していないと認めるときは、 内閣総理大臣は 第四項 の規定により提出された企業立 地 促 進

計

画

福

島県知事に対し、 これを変更すべきことを求めることができる。

7 (略

第三十二条 (略)

2 (略)

3 団地の; 復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画 は、 次に掲

るところに従って定めなければならない。

略

 \equiv 避難解除等区域復興再生計画に適合するよう定めること。

(帰還環境整備事業計画の作成等)

第三十三条 くは特定市町村 に含む市町村をいう。 避難指示・解除区域市町村 (避難指示・解除区域市町村以外の福島の市町村であ 以下この項及び次条第 (避難指示・ 項において同じ。 解除区域をその 区域 若

掲げる事業を実施する必要があるものとして復興庁令で定めるものを その区域における放射線量その他の事項を勘案して次項第二号へに

げ

	第三十三条の三 避難指示・解除区域市町村の長は、帰還環境整備事業計
の (新設)	判断等) (帰還環境整備事業計画提案に対する避難指示・解除区域市町村の長の
内	容は、福島復興再生基本方針に基づくものでなければならない。整備事業計画提案」という。)に係る帰還環境整備事業計画の素案のお
境	2 前項の規定による提案(次条及び第三十三条の四において「帰還環境」 (著る演えたけれにたらだり)
素	。
<u>で</u>	な帰還環境整備事業計画の作成又は変更をすることを提案することがで
要	長に対し、復興庁令で定めるところにより、その業務を行うために必要
0	第三十三条の二 帰還環境整備推進法人は、避難指示・解除区域市町村の
(新設)	(帰還環境整備推進法人による帰還環境整備事業計画の作成等の提案)
整備に関し必要な事項	整備(以下「帰還環境整備」という。)に関し必要な事項
の 五 前各号に掲げるもののほか、住民の帰還の促進を図るための環境の	五 前各号に掲げるもののほか、住民の帰還の促進を図るための環境の
一~四 (略)	一~四 (略)
2 帰還環境整備事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。	2 帰還環境整備事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
還環境整備事業計画」という。)を作成することができる。)を作成することができる。
^ の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画(以下「帰	を整備する事業に関する計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。
境 解除区域市町村若しくは特定市町村の長と福島県知事は共同して、住民	町村の長と福島県知事は共同して、住民の帰還の促進を図るための環境
币 う。以下同じ。)の長若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・	福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村若しくは特定市

(新 設)	興及び再生の推進に関する業務のうち、特定事業者(避難指示・解除区第四十八条の二 避難指示・解除区域市町村の復とを目的とする公益社団法人福島相双復興準備機構という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。)は、避難指示・解除区域市町村の復興及び再生を推進するこのが、「公益社団法人福島相双復興推進機構による派遣の要請)
(新 設)	等の節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣
(新 設)	えた帰還環境整備事業計画(帰還環境整備事業計画提案に係る帰還環整備事業計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる帰還環整備事業計画をいう。次条において同じ。)の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該帰還環境整備事業計画の作成又は変更をしない場合にとるべき措置) をしない場合にとるべき措置) をしない場合にとるべき措置) をしない場合にとるべき措置) をしない場合にとるべき措置) 整備事業計画提案を踏まえた帰還環境整備事業計画の作成又は変更をする必要がない。 整備事業計画提案をした帰還環境整備事業計画となければならない。

職員 員法 を除く。 職を占める職員 事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの 営に関する診断及び助言、 していた個人事業者又は法人をいう。 域市町村の区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在 ることができる。 にその委任を受けた者をいう。 五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並び 条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員 定業務」という。 企画及び立案 その必要とする事由を明らかにして、 (法律により任期を定めて任用される職員、 (昭和二十二年法律第百二十号) 第二条に規定する一般職に属する)をいう。 国の行政機関その他の関係機関との連絡調整その他国 独立行政法人通則法 を円滑かつ効果的に行うため、 以下同じ。) 特定事業者の事業の再生を図るための方策の 以下同じ。 を機構の職員として必要とするときは 以下この項において同じ。) (平成十一年法律第百三号) 任命権者)に対し 常時勤務を要しない官 (国家公務員法第五十 国の職員 その派遣を要請す (以 下 (国家公務 の経 第二 特

職員の派遣)

第四十八条の三

任命権者は、

国

の

において、

原子力災害からの

福島の復興及び再生の推進その他の

国の責

前条第一項の規定による要請があった場合

他の事情を勘案して、

国の事務又は事業との密接な連携を確保するため

に相当と認めるときは

これに応じ

国の職員の同意を得て

機構との

務を踏まえ、

その要請に係る派遣の必要性、

派遣に伴う事務の支障その

2

前項の規定による要請の手続は、

人事院規則で定める。

ものとして当該国の職員を機構に派遣することができる。間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら機構における特定業務を行う

- 関する事項を明示しなければならない。職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給にと、任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該国の
- 3 報酬等 で定める事項を定めるものとする。 業務の内容、 八条の五第 るかを問わず、 定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして人事院規則 第 項の取決めにおいては、 (報酬) 一項及び第二項において同じ。 派遣の期間、 賃金、 特定業務の対償として受ける全てのものをいう。 給料、 職務への復帰に関する事項その他第一項の規 俸給、 機構における勤務時間 手当、 賞与その他いかなる名称であ その他の勤務条件及び特定 特定業務に係る 第四 +
- 規定を準用する。 国の職員の同意を得なければならない。この場合においては、第二項の国の職員の同意を得なければならない。この場合においては、第二項の日本の政決めの内容を変更しようとするときは、当該
- をができる。 とができる。 とができない。た

8 第一項の規定による国の職員の特定業務への従事については、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。 (職務への復帰) (職務への復居) (職務への復居) (職務への復居) (職務への復居) (職務への復居) (職務への復居) (職務への復居) (職務への復居) (職務への復居) (従事しない。)は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に 7 第一項の規定により派遣された国の職員(以下「派遣職員」という。
--	---

(新設)

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規 る範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手 当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することがで きる。 きる。

(国家公務員共済組合法の特例)

第四十八条の六 る職員 日に職員となったものとみなす。 きは、 職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったと 二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、 関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職 項において同じ。 定を除く。 定及び国共済法の短期給付に関する規定 この場合において、 以下この条において「国共済法」という。 国共済法の短期給付に関する規定の適用については、 (国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。 以下この項において同じ。 国家公務員共済組合法 が派遣職員となったときは、 国共済法の短期給付に関する規定の適用を受け (昭和三十三年法律第百二十八 は、 (国共済法第六十八条の三の規 派遣職員には、 第三十九条第二項の規 国共済法の短期給付に (国共済法第 そのなった 適用しな 以下この 派遣

2

派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用に

. つ

いては、機構における特定業務を公務とみなす。

4 3 団体」 第一 第一 同条第五項 三号及び第四号」とあるのは 第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 構及び国」と、 金 四年法律第二十五号)第四十八条の二第一項に規定する機構 これらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定 することができない。 又は職員団体」 合を含む。 第九十九条第二項及び第五項」と、 により読み替えて適用する場合を含む。 各号」とあるのは めるものとし、 「及び国の負担金」 派遣職員は、 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、 項中 という。 項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは とあるのは とあり、 「各省各庁の長 (同条第五項) 以下この項において同じ。 (同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場 とあるのは 及び の負担金及び国の負担金」 その他の職員」と、 国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用 「機構の負担金及び国の負担金」 「第九十九条第二項 「第三号」 とあるのは 国 とあるのは (環境大臣を含む。 行政執行法人又は職員団体」 「機構及び国」とする。 と 「第九十九条第二項第三号」と、 「当該各号」とあるのは 同条第四項中 福島復興再生特別措置法 国共済法第九十九条第一 (同条第六項から第八項までの規定)」とあるのは (同項」と)及び第五項 と、 同項第三号中 と 行政執行法人又は職員 「第九十九条第二項第)」とあるのは「 国共済法第百二条 国 (同条第七項及び 「及び同条第五項 とあるのは 国共済法第二条 行政執行法 「同号」 一項中 (以 下 (平成二十 「国の負担 「並びに 「並びに 「次の と、 機

(新 設 設 (新 設 設	(子ども・子育て支援法の特例) 「子ども・子育て支援法の特例) 「子ども・子育て支援法の特例) 「国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の動用の満了後におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。 「中般職の職員の給与に関する法律の特例)」 「一般職の職員の給与に関するとの適用関係その他必要な事項は、政令で定める。」 「一般職の職員の給与に関する法律の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。」 「一般職の職員の給与に関する法律の適用関係をの他必要な事項は、政令で定の期間の満了後における当該国の職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第十る法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第十つ法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第十つ法律(昭和二十五年法律第五十号)第七条第二項
	五号)第八十二条第一項の規定により負担すべき金額その他必要な事項共済法第九十九条第二項及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十前項の場合において機構及び国が同項の規定により読み替えられた国

号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当する 法 に規定する通勤 (昭和二十六年法律第百九十一号) 第一条の二第 (当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償)を公務とみなす。 一項第一号及び第二

(国家公務員退職手当法の特例)

ものに限る。

次条第

項において同じ。

)を含む。

第四十八条の十 の期間の満了後に当該国の職員が退職した場合における国家公務員退 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はそ 職

手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号) の規定の適用については、 機

第五条第 構における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、 一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と

勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、 当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第1 第五条第二項及び 一項に規定する通

第六条の四第

一項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 遣の期間は 第四項の規定の適用については、 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条 同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを 第四十八条の三第一項の規定による派

要しない期間には該当しないものとみなす。

3 三号) 適用しない。 より退職手当等とみなされるものを含む。 前項の規定は 第三十条第 派遣職員が機構から所得税法 項に規定する退職手当等 の支払を受けた場合には、 (同法第三十一 (昭和四十年法律第三十 条の 規定に

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退

(新 設)	とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。
(新 設)	ことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。 ことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。 ことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。
(新 設)	開手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。 「派遣後の職務への復帰に伴う措置」 「派遣後の職務への復帰に伴う措置」 「派遣後の職務への復帰に伴う措置」 ことができる。 ことができる。 一 ことができる。 一 ことができる。 一 二 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められるときば、次条第一においてきる。 ことができる。

第五節 帰還環境整備推進法人

(帰還環境整備推進法人の指定)

第四十八条の十四 進法 (平成十年法律第七号) 避難指示・解除区域市町村の長は、 第二条第二項に規定する特定非営利活動法 特定非営利活動促

般社団法人若しくは一般財団法人又は帰還環境整備の推進を図る

活動を行うことを目的とする会社であって、 次条に規定する業務を適正

かつ確実に行うことができると認められるものを、 その申請により、 帰

還環境整備推進法人(以下 「推進法人」という。)として指定すること

ができる。

2 らない。 は、 避難指示・解除区域市町村の長は、 当該推進法人の名称、 住所及び事務所の所在地を公示しなければな 前項の規定による指定をしたとき

3 ときは、 なければならない。 推進法人は、 あらかじめ、 その名称、 その旨を避難指示・解除区域市町村の長に届け出 住所又は事務所の所在地を変更しようとする

4 きは、 避難指示・解除区域市町村の長は、 当該届出に係る事項を公示しなければならない。 前項の規定による届出があったと

(推進法人の業務)

第四十八条の十五 推進法人は、 次に掲げる業務を行うものとする。

帰還環境整備に関する事業を行う者に対し、 情報の提供、 相談その

他の援助を行うこと。

(新設)

- 40 -

(新設)

- 二 次に掲げる事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
- でに掲げる事項として定められた事業 避難解除等区域復興再生計画に第七条第二項第三号から第五号ま
- 五号から第七号までに掲げる事項として記載された事業 一 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に第十七条の二第二項第
- げる事項として記載された事業 帰還環境整備事業計画に第三十三条第二項第二号又は第三号に掲
- | めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 | 三 前号イからハまでに掲げる事業に有効に利用できる土地で政令で定
- 五 帰還環境整備の推進に関する調査研究を行うこと。
- 六 帰還環境整備の推進に関する普及啓発を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

4 避難指示・解除区域市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若し 「国、福島県及び避難指示・解除区域市町村は、 国、福島県及び避難指示・解除区域市町村は、 国、福島県及び避難指示・解除区域市町村は、
業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若し旨を公示しなければならない。 国、福島県及び避難指示・解除区域市町村は、 関、福島県及び避難指示・解除区域市町村は、
国、福島県及び避難指示・解除区域市町村は、旨を公示しなければならない。
(情報の提供等) (情報の提供等) (情報の提供等)
ときは、その旨を公示しなければなどが難指示・解除区域市町村の長は、
避難指示・解除区域市町村の長は、
7 2 3 4
すことができる。
に違反したときは、第四十八条の十四第一項の規定による指定を取り消
3 避難指示・解除区域市町村の長は、推進法人が前項の規定による命令
ずることができる。
人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命
に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法
2 避難指示・解除区域市町村の長は、推進法人が第四十八条の十五各号
ే .
めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができ
各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認
第四十八条の十七 避難指示・解除区域市町村の長は、第四十八条の十五
(監督等)
を よ こ

条において同じ。)を迅速に実施するものとする。二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第五十六連携して、福島における除染等の措置等(放射性物質汚染対処特措法第

2·3 (略

(教育を受ける機会の確保のための施策

第五十八条 国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教第五十八条 国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教第五十八条 国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教

(産業復興再生計画の認定)

第六十一条 (略)

2 (略)

令(告示を含む。)・主務省令(第百二条ただし書に規定する規制にあび政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)によりの第六十三条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及の 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制について

う。第三項及び第五十六条において同じ。)を迅速に実施するものとす 三年法律第百十号)第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をい た放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十 た放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十 連携して、福島における除染等の措置等(平成二十三年三月十一日に発

る。

2·3 (略)

(教育を受ける機会の確保のための施策

動の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとす他の者が行う学校施設の整備、教職員の配置、就学の援助、自然体験活育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島の地方公共団体その第五十八条 国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教

(産業復興再生計画の認定)

る

第六十一条 (略)

2

(略)

令(告示を含む。)・主務省令(第九十七条ただし書に規定する規制に規定された規制についての第七十二条の規定による政令若しくは復興庁び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)によりの第六十三条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及の第の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制について

実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はそのの特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合においての特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において、主教省令。第七十二条及び第七十三条において「復興庁令・主

見を聴かなければならない。

及び第七十条を除き、以下この節において「実施主体」という。)の意じめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体(第六十七条4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらか

5~7 (略)

8 長は、 とができる。 基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、 及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に に基づく命令を所管する関係行政機関の長に対し、 福島県知事は、 福島県知事に対し、 この場合において、 申請に当たっては、 速やかに回答しなければならない。 当該確認を求められた関係行政機関 当該申請に係る産業復興再生事業 その確認を求めるこ 当該法律及び法律 8

9~11 (略

(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)

事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。第六十九条 第六十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発

の実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合におい等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合においあっては、主務省令。第七十二条及び第七十三条において「復興庁令・あっては、主務省令。第七十二条及び第七十三条において「復興庁令・

5~7 (略)

係行政機関の長は、 認を求めることができる。この場合において、 関である場合にあっては、 に基づく命令を所管する関係行政機関の長 基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、 及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に 福島県知事は、 申請に当たっては、 福島県知事に対し、 当該行政機関。 当該申請に係る産業復興再生 速やかに回答しなければならな 以下同じ。 (当該行政機関が合議 当該確認を求められた関 当該法律及び に対し、 その確 制 の機 法 事

9~111(略

(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)

事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。第六十九条第六十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発

(厄 略

五. 第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項 項、 条の十九第 電気事業法 第二十七条の十九第四項 十七条の 十五 項 (昭和三十九年法律第百七十号) 0 変 0 更登 登 録 一録又は同法第 同 法第一 第 一十七条の二十七第三項若しくは 一条の六第 条の六第四項 第 項若しくは第二十七 |条の二若しくは 第九条第二

届

六 略

2 当該各号に定める手続を経なければならない。 済産業省令・環境省令で定めるところにより、 ようとするときは、 福島県知 事 は、 地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記 当該事項について、 復興庁令・ あらかじめ、 農林水産省令・ それぞれ 載 経 Ü

一 匹 (略)

五. 臣 規定による届出を要する行為に関する事項に限る。 「を経由して経済産業大臣に通知すること。 前 垣 |項第五号に定める事項 第二十七条の十 九第四項又は第二十七条の二十七 (電気事業法第) 一条の六第四 項、 内閣総理 第三項 第九条 大 0

六 産 要する行為に関する事項に限る。 九第 七条の十五の登録 業大臣に協議をし、 前 |項第五号に定める事項 項の変更登録又は同法第四十八条第一項の規定による届出 同 その同意を得ること。 法第二条の六第 (電気事業法第) 内閣総理 項若しくは第二十七条の十 一条の二 大臣を経由して経済 若しくは 第二十 を

5 兀 略

五. 出を要する行為に関する事項 条の二第 電気事業法 項 (昭和三十九年法律第百七十号) 若しくは第二項又は第四十八条第一 第九 条第 項の規定による 項 第十

六 略

2 当該各号に定める手続を経なければならない。 済産業省令・ ようとするときは、 福島県知事 環境省令で定めるところにより、 は、 地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事 当該事項について、 復興庁令・ あらかじめ、 農林水産省令・ 項 を記 それぞれ 載 経

一 〈 匹 (略)

五. こと。 事項に限る。 の二第 前 項第五号に定める事項 項若しくは 内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知する 第二項 の規定による届出を要する行為に関 (電気事業法第九条第二項又は第十六条 する

六 由 よる届出を要する行為に関する事項に限る。 前項第五号に定める事 して経済産業大臣に協議をし、 項 (電気事業法第四 その同意を得ること 十八条第 内 閣総理 項 大臣を経 \mathcal{O} 規 定

七 略

七

略

第七十条 該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げ 第六十七条第五項の規定により公表されたときは、 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計 当該公表の日に当 画が

る許可、 認可、 登録、 変更登録又は認定があったものとみなす。

(略)	(略)
	ものに限る。)
	条の十九第一項の変更登録に係る
条の十九第一項の変更登録	二条の六第一項若しくは第二十七
条の六第一項若しくは第二十七	二十七条の十五の登録又は同法第
七条の十五の登録又は同法第二	電気事業法第二条の二若しくは第
同法第二条の二若しくは第二十	前条第一項第五号に掲げる事項(
	るものに限る。)
	は同法第二十条第三項の許可に係
法第二十条第三項の許可	自然公園法第十条第六項の認可又
同法第十条第六項の認可又は同	前条第一項第四号に掲げる事項(
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

第七十条 る許可、 該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げ 第六十七条第五項の規定により公表されたときは、 認可又は認定があったものとみなす。 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計 当該公表の日に当 画が

2 (略)

3

前 条第一

項第五号に掲げる事項

(電気事業法第二

一条の六第四

項

第

九条第

項

第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項

2

略

3 六条の二第 前条第一 項第五号に掲げる事項 項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。 (電気事業法第九条第二項又は第十

画が第六十七条第五項の規定により公表されたときは、 の規定による届出に係るものに限る。 が記載された地熱資源 同法第二条の | 開発計

二十七第三項の規定による届出があったものとみなす。 六第四 項 第九条第二項 第二十七条の十九第四項又は第二十七条の

(商品の 販売等の不 振 の実態を明らかにするため の調査等の措置)

第七十八条の二 く認識されていないことに起因して福島で生産された商品の販売等の 国は、 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正 不

助言その を行い、 他の必要な措置を講ずるものとする。 当該調査に基づき、 当該商品の販売等を行う者に対し

振が生じていることに鑑み、

その不振の実態を明らかにするため

Ó 調査

指導、

(その他の産業の復興及び再生のための措置

必要な取組に関し、 に起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その 射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないこと 害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、 国は、 第七十六条から前条までに定めるもののほか、 財政上、 税制上又は金融上の措置その他の措置を講 原子力災 他 放 $\overline{\mathcal{O}}$

(重点推進計 画の認定 ずるよう努めるものとする。

第八十一条 ネルギー源 福島県知事は、 (太陽光、 風力その他非化石エネルギー源のうち、 福島復興再生基本方針に即して、 再生可能 エネルギ

> 第二項の規定による届出があったものとみなす。 表されたときは、 同法第九条第 一項又は第十六条の二第 一項若しくは

が

記載された地熱資源開発計

画が第六十七条第五項の

規定により公

(新設)

(その他の産業の復興及び再生のための措置

第八十条 要な取組に関し、 起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その 射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに 害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、 国は、 第七十六条から前条までに定めるもののほか、 財政上、 税制上又は金融上の措置その他の措置を講ず 原子力災 他 の必 放

(重点推進計 画の認定) るよう努めるものとする。

第八十一条 ネルギー源 福島県知事は、 (太陽光、 風力その他非化石エネルギー源のうち、 福島復興再生基本方針に即して、 再生可 工 ーネルギ 能

進に関する計画 競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策 規定する廃炉等をいう。 損害賠償 八十六条において同じ。) 大臣の認定を申請することができる。 る研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の 源として永続的に利用することができると認められるものをいう。 廃炉等支援機構法 (以 下 「重点推進計画」という。 以下同じ。 の利用、 (平成二十三年法律第九十四号) 医薬品、 ロボット及び農林水産業に関す 医療機器、 への取組の重点的な推 を作成し、 廃炉等 第 内閣総理 (原子力 一条に 国際 第

2 る。 重 |点推進計画においては、 次に掲げる事項について定めるものとす

2

重点推進計画においては、

次に掲げる事項について定めるものとす

る。

略

兀 福島の って、 業集積の 第二号の目標を達成するために必要な取組を推進することにより 境の整備 発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備 第 地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化その 廃炉等 号の区域内において、 形 成及び活性化を図るべき区域 国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の 口 ボット及び農林水産業に関する国際的な共同 原子力災害による被害が著しい区域であ (以下この号及び第八十八条 当該拠点の周 辺の 促進、 研究開 生 活環 他 産

> 理大臣の認定を申請することができる。 推進に関する計画 際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策 する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の (以下「重点推進計画」という。 を作成し、 0) 取組 0 重点的 内閣総 玉

八十四条において同じ。)の利用、

医薬品、

医療機器及びロボットに関

第

源として永続的に利用することができると認められるものをいう。

<u>\{</u> 略

(新設)

兀

略

Ŧī.

略

口

福島

国

際

研

究産業都市区域におい

て推進しようとする取組の

内

イ

福島

国

際研

究産業都市区域の区域

っては、

次に掲げる事項

に

おい

7

「福島国際研究産業都市区域」という。

を定める場合にあ

3 る。 前項第四号ロに掲げる事項には、 次に掲げる事項を定めることができ (新設)

に関する研究開発を行う事業であって、 廃炉等、 口 ボット、 農林水産業その他の分野における技術の 新たな産業の創出に寄与する 高度化

もの (中小企業者 (中小企業等経営強化法 (平成十一年法律第十八号

ľ, 第二条第 が行うものに限る。)に関する次に掲げる事項 項に規定する中小企業者をいう。 第八十四条において同

1

当 該· 事業の内容及び実施主体

口 当該事業の実施期間

その他当該事業の実施に関し必要な事項

<u>_</u>| ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行

う事業に関する次に掲げる事項

1 当該事業の内容及び実施主体

福島県知事は、 その他当該事業の実施に関し必要な事項 重点推進計画を作成しようとするときは、 あらかじめ

4

口

関係市町村長 (重点推進計画に前項各号に掲げる事項を定めようとす

る場合にあっては、 関係市町村長及び同項第一号イ又は第一 一号イの実施

主体。 次項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

5 | 6 | (略

7 定する施策に係る事項をいう。)について、当該重点推進事項に係る関 くは第八十五条に規定する措置又は第八十六条から第八十八条までに規 定められた重点推進事項 内閣総理大臣は、 前項の認定をしようとするときは、 (第八十三条に規定する事業、 第八十四条若し 重点推進計画に

> 関係市町村長の意見を聴かなければならない。 福島県知事は、 重点推進計画を作成しようとするときは、 あらかじめ

3

4 | 5 | 略

6 重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。 しくは第八十五条に規定する施策に係る事項をいう。)について、 定められた重点推進事項(第八十三条に規定する事業又は第八十四条若 内閣総理大臣は、 前項の認定をしようとするときは、 重点推進 計 画 に

係行政機関の長の同意を得なければならない。

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第八十二条 以下 団体」 第八十 置法第八十 同法第七条第 0) けた」とあるのは びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中 地方公共団体」という。 共団体」 認定」とあるのは を受けた」と、 項中 項中 は 重点推進計画について準用する。 同 島復興再生特別措置法第八十一条第七項に規定する重点推進事項 「重点推進事項」という。 とあるのは |条第| 福島復興再生特別措置法第八十 一条第七項」 とあり、 第四条第九項各号」とあるのは 復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は 一条第六項」 一項中 項中 同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とある 同法第七条第一項中 「福島県知事」 「前条第十項」 「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項の と 「第四条第九項」 福島復興再生特別措置法第八十一条第六項の認定 と、)」とあり、 同法第六条第一項中 同条第二項中) | |と、 と とあるのは この場合において、 とあるのは 同法第六条第一 並びに同条第二 「特定地方公共団体 同法第八条第二項及び第十条第 条第四項から第八項まで」 「福島復興再生特別措置法第八 「復興推進事業」とあるの 「認定を受けた特定地方公 「福島復興再生特別措置法 「福島復興再生特別措 項、 と 項中 同法第五条中 「認定地方公共 同法第九条第 同法第八条並 〇 以 下 認定を受 認定 「認定 ٤, は

7 内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公

示しなければならない。

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第八十二条 団体」 二項中 のは 以下 認定」とあるのは 置法第八十一条第五項」 同法第七条第一 を受けた」と、 けた」とあるのは びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中 地方公共団体」という。 共団体」とあり、 第八十一条第六項」と、 F, 「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項に規定する重点推進事 項中 重点推進計画について準用する。 同条第一 「重点推進事項」という。 「福島復興再生特別措置法第八十一 とあるのは 第四条第九項各号」とあるのは 復興推進事業」とあるのは 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの 一項中 項中 同条第二項中 同法第七条第一項中 「福島県知事」と、 「福島復興再生特別措置法第八十一条第五 「前条第十項」 「第四条第九項」とあるのは 福島復興再生特別措置法第八十)」とあり、 と、 同法第六条第一項中 同条第二項中 「第四条第三項から第十一) 」 と、 とあるのは この場合において、 「重点推進事項」 同法第六条第一 並びに同条第一 「特定地方公共団体 同法第八条第一 条第三項 「福島復興再生特別措置法 「復興推進事業」とあるの 「認定を受けた特定地 「福島復興再生特別 から第七項まで」 「福島復興再生特別措 項 と 項中 一条第五項の 一項及び第十条第 項まで」 同法第五 「認定地方公共 同法第九条第 同法第八条並 (以 下 項の 認定を受 条中 措 規 認 第八 認定 認定 方公 置法 定 項 定

福島復興再生特別措置法第八十一条第八項」と読み替えるものとする。十一条第六項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第八十三条 な。 基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。 準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一 場用地について、 政令で定める日までの間 業基盤整備機構法)を受けた重点推進計画 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、 福島県知事が第八十一条第六項の認定 (平成十四年法律第百四十七号) 同項第一号の規定により管理を行っている工 以下 「認定重点推進計画」という。 項の変更の認定を含 附則第五条第一項 独立行政法人中小企 (前条において に \hat{O}

(特許料等の特例)

第八十四条 められた同号ロの実施期間の終了日から起算して二年以内に出願された 同号に規定する事業の成果に係る特許発明 ことができる。 付すべき者が当該事業を行う中小企業者であるときは 百七条第 ものに限る。 に掲げる事項に係る部分に限る。 ころにより 項の規定による第 特許庁長官は、 特許料を軽減し若しくは免除し について、 特許法 認定重点推進計画 年 次項において同じ。 から第十年までの各年分の特許料を納 (昭和三十四年法律第百] (当該認定重点推進計画に定 (第八十一条第三項第一号 又はその納付を猶予する に基づいて行う 政令で定めると 一 十 一 号) 第

福島復興再生特別措置法第八十一条第七項」と読み替えるものとする。十一条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第八十三条 場用地について、 む。 渡することができる。 推進計画」という。) 準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一 政令で定める日までの間、 業基盤整備機構法)を受けた重点推進計画 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、 福島県知事が第八十一条第五項の認定 (平成十四年法律第百四十七号) に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲 同項第一号の規定により管理を行っている工 (次条及び第八十五条において「認定重点 項の変更の認定を含 附則第五条第一 独立行政法人中 (前条におい 項 小 て \mathcal{O}

2 求の手数料を軽減し、 より る者が当該事業を行う中小企業者であるときは れた同号ロ に限る。 号に規定する事業の成果に係る発明 特許庁長官は、 特許法第百九十五条第二項の規定により納付す に関する自己の特許出願について、 の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたもの 認定重点推進計画に基づいて行う第八十一条第三項第 又は免除することができる。 (当該認定重点推進計画に定めら その出願審査の請求をす 政令で定めるところに き出願審査の請

(国有施設の使用の特例)

必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めるこれで、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特にに規定する事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において同号 は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画(第八第八十五条 国は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画(第八第八十五条 国は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画(第八第八十五条 国は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画(第八第八十五条 国は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画(第八年)

(研究開発の推進等のための施策)

とができる。

第八十六条

国は、

認定重点推進計画の実施を促進するため、再生可能エ

用を支援するために必要な施策を講ずるものとする。業に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活ネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産

(企業の立地の促進等のための施策)

(新設)

(研究開発の推進等のための施策)

要な施策を講ずるものとする。の他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必ぶルギー源の利用、医薬品、医療機器及びロボットに関する研究開発それ、当は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生可能工

(企業の立地の促進等のための施策)

6 協議会及び分科会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長事項に関する調査及び検討を行わせることができる。5 議長は、協議会における協議に資するため、分科会を開催し、特定の	2~4 (略)	第百条(略)	第九十五条~第九十九条(略)	るものとする。 図るため、持続可能な地域公共交通網を形成するため必要な措置を講ず 選及び避難指示・解除区域市町村における住民の生活の利便性の向上を またが、特続可能な地域公共交通網を形成するため必要な措置を講ず	町村が行う取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。	第九十二条(略)	め必要な措置を講ずるものとする。 、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備その他の取組を支援するた
5 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公(新設)	2~4 (略)	第九十五条 (略)	第九十条~第九十四条(略)	(新設)	(新設)	第八十九条 (略)	め必要な措置を講ずるものとする。 、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備その他の取組を支援するた

第九十六条~第百条 (略)	第百一条~第百五条 (略)
事項は、協議会が定める。	関し必要な事項は、協議会が定める。
7 第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な	8 第二項から前項までに定めるもののほか、協議会及び分科会の運営に
6 (略)	7 (略)
その他必要な協力を求めることができる。	表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明	及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の

三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整	項に規定する生活拠点形成交付金事業等及び同法第六十一条第二項第一の再生事業に関する関係行政機関	条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等、同法第四十六条第一成交付金事業等及び同法第六-	六項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十四 環境整備交付金事業等、同法等	に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第八十一条第 計画の認定に関すること並びに	生活拠点形成交付金の配分計画に関すること、同法第六十一条第九項 計画の認定に関すること、同法	活拠点形成事業計画に関すること、同法第四十六条第三項に規定する 分計画に関すること、同法第六	交付金の配分計画に関すること、同法第四十五条第一項に規定する生 すること、同法第四十六条第1	業計画に関すること、同法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備 ること、同法第四十五条第一項	認定に関すること、同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事と法第三十四条第三項に規定する	第十七条の二第六項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の第三十三条第一項に規定する見	同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法 同法第十七条第一項に規定する	五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関すること、 五号に規定する避難解除等区4	六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四条第 六 福島復興再生特別措置法(豆		さどる。	2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつか 2 復興庁は、前条第二号の任務な	第四条 (略) 第四条 (略)	(所掌事務) (所掌事務)	改 正 案 現
	関する関係行政機関の事務の調整に関すること。	業等及び同法第六十一条第二項第三号に規定する産業復興	同法第四十六条第一項に規定する生活拠点形	に関すること並びに同法第三十四条第一項に規定する帰還	に関すること、同法第八十一条第五項に規定する重点推進	同法第六十一条第九項に規定する産業復興再生	同法第四十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金	法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に関	条第三項に規定する帰還環境整備交付金の配分計画に関す	第一項に規定する帰還環境整備事業計画に関すること、	条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、	する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関すること、	冶(平成二十四年法律第二十五号)第四条第			前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつか			行

3	七
(略)	了 九
	略

		(削る)	附則	
				改
				正
				案
前条第一項第五号に掲げる事 同法第二条の二若しくは第二十 項の表前条第一項第四号に掲げる事項(自然公園法第十条第六項の認可 うに加える。	第五十九条第一項第五号中「第九条第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は」を「第二条の二若しくは第二十七条の十九第四項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の十五の登録、同項第六号中「電気事業法」の下に「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同二十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三年、第二十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十五の登録、同三十七条の十二十七条の十五の変更登録又は同法」を加える。	「邪となりようこ女Eトな。 第七十四条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の (福島復興再生特別措置法の一部改正)	附則	現

に改める。	又は第二十七条の二十七第三項」に改める。
一項」を「第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項	二項」を「第二条の六第四項、第
「第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第	第六十条第三項中「第九条第二
	限る。)
	一項の変更登録に係るものに
	若しくは第二十七条の十九第
条の十九第一項の変更登録	録又は同法第二条の六第一項
条の六第一項若しくは第二十七	しくは第二十七条の十五の登
七条の十五の登録又は同法第二	項(電気事業法第二条の二若